

# 博士学位論文審査要旨

2016年9月7日

論文題目： 海洋安全保障と国際法 -領海秩序維持のための沿岸国の措置-

学位申請者： 佐藤 教人

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 新井 京

副査： 法学研究科 教授 坂元 茂樹

副査： 大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授 真山 全

要旨：

学位申請者は、本論文において、海洋、特に領海内における沿岸国安全保障をめぐり伝統的国際法が想定してきたフレームワークでは十分に説明されえない事態につき、現行国際法の解釈の範囲内でどのような措置が沿岸国にとって可能であるのかについて検討している。かかる事態は、南シナ海または東シナ海において現在見られるような、各国海軍および法執行機関が係争海域などで対峙する状況において生じているとされ、日本の外交防衛政策にとっても喫緊の課題であると考えられる。

沿岸国が領海において自国の秩序および安全の維持のためにとりうる措置は、国際法上、沿岸国の領海秩序維持のための「保護権」行使と、妥当な程度の（すなわち自衛のための）武力行使であると考えられる。本論文は、それぞれについて検討している。

前者、いわゆる平時の措置については、権力行使の相手が外国の軍艦や外国法執行機関である場合に問題が先鋭化する。特に、係争海域においてしばしばそのような容易ならざる事態が発生する。国際法的には、当該外国艦船が有する裁判権免除を中心とした沿岸国権力行使からの免除と、沿岸国による「保護権」がいかなる適用関係に置かれるかが問題となる。本論文では、海洋法条約起草過程にさかのぼって綿密に検討を行い、軍艦については免除の観点から、また事態のエスカレーションを防止するためにも、退去要求以上の措置を行うことは難しいとする一方、これまでほとんど議論されてこなかった軍艦以外の政府公船については、軍艦と政府公船とを区別して扱う実行などを示唆しつつも、軍艦と同様に退去強制以上の措置をとるべきではないと結論する。

さらに後半では、事態がさらにエスカレートした武力の行使に類する状況についても、その合法性判断が容易ではない事態が存在することが指摘される。通説的には自衛権行使は、武力行使の最も深刻な事態である「武力攻撃」の発生を条件とする。しかし、そのような武力攻撃に該当しない（または該当するかどうか疑義のある）脅威が存在する場合に、防御側にとって国際法上許容された措置が「法執行措置」に限られるのかどうか。それを超える実力の行使は違法な武力行使と扱われるのか。このような法執行措置と武力行使の関係について、日本で憲法上の議論が続いてきたのと同様に、国外でも国際法上の議論の的となってきたが、十分に整理されている状況はない。本論文では、この問題について豊富な事例研究・学説の研究に基づき、かかる法的なギャップが法解釈上どのような意義を有しうるかにまで踏み込み検討した上で、「慣習法上の自衛権に内在する法執行活動」という概念の必要性および妥当性を論証し、それに基づく強制的措置（暴力行為）の可能性を説いている。

以上のように、本論文は、理論的にも未整理であった争点であり、かつ時宜を得た法的問題に

ついて、理論、実践の両面から有意義かつ説得力ある研究であると言える。よって、博士（法学）（同志社大学）の学位を授与するにふさわしいものであると認める。

## 総合試験結果の要旨

2016年9月7日

論文題目： 海洋安全保障と国際法 -領海秩序維持のための沿岸国の措置-

学位申請者： 佐藤 教人

審査委員：

主査： 法学研究科 教授 新井 京

副査： 法学研究科 教授 坂元 茂樹

副査： 大阪大学大学院 国際公共政策研究科 教授 真山 全

### 要旨：

本論文についての学位申請者の学力確認は、審査委員3名と学位申請者の参加のもと、2016年8月4日13時00分から90分間実施された。

各審査委員からは、本論文の検討の視角そのものに関するものから、記述内容の詳細にわたる点についてまで多角的な観点から様々な質問がなされ、申請者からは的確な解答がなされた。

質疑応答のなかで、申請者が武力行使の規制に関わる国連憲章や国際慣習法および武力紛争法、ならびに海洋秩序に関わる国連海洋法条約などに関する十分な知見を持っているだけではなく、国際法一般に関わる広範な学識を持っていることが明確になった。

また、論文自体に引用されている一次資料や二次資料の量とその読み込みの正確さから、十分な語学力（英語）を持っていることも示された。

以上のことから、本学位申請者の専門分野に関する学力ならびに語学力は十分なものであると認める。

よって、総合試験の結果は合格であると認める。

# 博士学位論文要旨

論文題目： 海洋安全保障と国際法 一領海秩序維持のための沿岸国の措置一

氏名： 佐藤 教人

## 要旨：

昨今の南シナ海や東シナ海の情勢をみると、各国の海軍や法執行機関が係争海域などで対峙する事案が相次いでいるため、海上における危機管理の重要性が急速に高まっている。

しかし、軍艦や公船に対し対応行動をとる場合には、それらが享受するとされる免除をどう克服するのかという問題が第一に飛び込んでくる。

特に問題となるのは、沿岸国がこれら軍艦及び公船を領海外に退去させるために何らかの暴力行為を行ひ得るかである。

沿岸国がこのような軍艦又は公船に対し行う暴力行為の性格がさらに問題となる。

海上における沿岸国こののような暴力行為が法執行活動の文脈で行われるのか、武力行使として行われるかは、当該暴力行為を規律する規範が何であるのか、どのような性質・限度の武器使用が認められるか、といった現実的な諸問題に影響を与える。しかしながら、海上における武器使用を伴う措置の性格づけは、実際上の重要性にもかかわらず、これまでほとんど研究されてこなかった分野であると指摘されている。

そこで本稿の主目的として、純然たる平時でも戦時でもない状況において、沿岸国が外国軍艦及び公船に対して行う力の行使の限界とその法的根拠を明らかにすることを挙げる。

ところで、免除をどう克服するかという問題に絡めて、軍艦・公船に対する暴力行為の力の意義または捉え方には以下の3つの考え方がある。

第一の立場は、法執行活動と武力行使はそもそもディメンションが異なるので、法執行活動における暴力行為がどんなに烈度が高いものであったとしても、それは飽く迄法執行活動における暴力行為であるとする説である。

その狙いは、当該暴力行為が国際的平面における武力の行使を巡る紛争に転化することを回避する効果、すなわちその暴力行為を *jus ad bellum* の範疇で考察しないことにより、その点で国際法上合法か違法かという紛争を回避しようというのである。

第二の考え方は、国家機関間の暴力行為に関しては、法執行活動のものとは評価できず、須く武力行使の文脈に位置づけられ、その合法性または許容性は国連憲章2条4項及び51条（または第7章）の審査をうけることになるというものである。

その狙いは当該暴力行為を免除問題から切り離して論じるためであり、そのため、ここではしばしば自衛権による説明が試みられている。

第三の見解は、法執行活動と武力の行使を同じディメンションに位置づけ、そこに憲章2条4項の敷居を設ける考え方である。

ここでは、憲章2条4項の敷居を超えない武力の行使を正当化するのだが、ここで用いられるのは法執行活動ではなく武力の行使における暴力行為であるので、第二の見解のように自衛権で説明することになる。しかし、ここでは武力攻撃に至らない侵害に対して自衛権で説明するので、憲章51条のいうそれとは異なるものを用いることになる。

このような立場は、沿岸国の措置が軍艦・公船の免除によって制限されていることを認識した上で領海にある外国軍艦・公船に対する暴力行為の法的根拠を提供しようとするものである。ここで自衛権を援用するのは、相手が軍艦又は公船だからであり法執行活動としての説明に困難を見出しているからであろうと思われる。しかし、憲章上の自衛権として説明する場合、その発動

が条文上は武力攻撃を構成する客体に限定されるから、それとは異なる意味合いの自衛権でもつて説明する立場が生じる。

この3つの説のうちどれを採用すべきであろうか。これまでの実行を見ても、明確な法的根拠の下に国家はその暴力行為が法執行活動のものであるか武力行使のものであるのかをそれぞれのケース毎に使い分けてきた。

しかし、ケース・バイ・ケースで判断すればよいとしても、国家はその安全保障上の危機において、時に難しい状況判断を迫られることがある。例えば、海上における法執行機関として行動する沿岸国の軍艦が警察比例の原則等に従い暴力行為を行い、かかる措置の烈度が武力紛争関連条約が念頭に置く武力紛争の敷居を超えたならば、そうであってもその暴力行為は法執行活動といえるのであろうか。

以上のような問題を明らかにするために、本稿では以下の順序で考察を進める。

まず、第1部では、領海における通航規則の基礎が確立された法典化作業を中心にその起草過程を検証することにより、「平時」における沿岸国の暴力行為についてその限界と法的淵源を検討する。第二に、先行研究が極めて少ない公船に関して、この部において軍艦との違いを検討することもその重要な目的である。

軍艦であれば、法令違反の段階でも海洋法条約30条により退去要求が可能である。有害通航に対しても同条約25条はA節「すべての船舶に適用される規則」内にあるので、それを適用して必要な措置をとることができると、その保有する免除により、または事態のエスカレーションを防止（不測の戦闘行為を回避）するためにも、一般的には退去要求が限度であろう。

他方、公船に対しては、軍艦と同様な完全なる免除が慣習法上確立しているか必ずしも明確ではなく、30条をそのまま適用できるかは判然としないが、政策的な配慮も踏まえれば一般には退去要求までに止めるとともに、手段が状況において均衡性を保持することが必要だと解される。

次に、第2部では、純然たる平時でも戦時でもない状況において、国家は武力の行使ではなく「法執行活動」に基づく強制措置を選択することができる現象を実証的に解明していく。

本稿では、その暴力行為の法的根拠を提供するものとして「慣習法上の自衛権」内在の法執行活動を措定し考察した。

結論では、それまでの論証を基に、純然たる平時でも戦時でもない状況において、沿岸国が外国軍艦及び公船に対して行う「法執行活動」による力の行使の限界と背景を明らかにする。

軍艦・公船が享受する免除を最も厳格に考慮するのならば、いかに純然たる平時でも戦時でもない状況といえども、外国軍艦及び公船に対し一般的には以下が「法執行活動」による実力行使の限界であろう。

①軍艦：まずは領海外への退去要求。退去しない場合には、領海外に退去するまで継続的に当該軍艦を船舶又は航空機で尾行するか、場合によっては、警告射撃を行うところまでは可能かもしれない。

②公船：領海外への退去要求、次いで、要求に従わない場合は、実力により退去させるための措置（進路変更を余儀なくさせる行為、進路妨害、体当たり等）、加えて、当時の状況に必要かつ均衡した武器の使用。

しかし、より強力な措置を施すことが不可能ではないようと思われる。すなわち、本稿が措定した「慣習法上の自衛権」内在の法執行活動により、当時の状況において必要かつ均衡した範囲で主権免除のベールを貫き通した力の行使が可能かもしれない。例えば、軍艦に対して、行為主体の正当防衛及び緊急避難の場面以外に、当該法執行活動の目的に即した致死的な力の行使（武器の使用）が可能かもしれない。また、公船に対しては、それ以上に、国際的な責任を追及するための証拠収集目的に限定した乗船・検査が全く許されないとはいえないのではなかろうか。

ただし、沿岸国の司法的手続の対象とするような措置、すなわち、拿捕・強制処分といった措置、乗組員の逮捕及び起訴は講ずることができないと思われる。なぜなら、これらの措置は軍艦・

公船の享受する主権免除を完全に否定することになるからである。

このようにしてみると、この「法執行活動」における力の行使の外延には一定の幅があるということになるが、最後に、なぜこのような幅が生じるのかについて述べる。

一つには、そこに海洋の法的特質が絡んでいると考えられる。

これまでの海洋制度は、沿岸国の管轄権行使が先行し、それを諸国が承認、または否認することによって成立した。すなわち、各国はその当時の海洋法秩序の枠組みを超えて、今後の変化と発展を展望したうえ、外国船舶に対し関係国内法令の制定・適用・執行など、一方的国内措置をとり、相手国の反応を確かめながら、その本旨を多数国間条約に仕立てあげてきたのである。これは、国際法上与えられた権限を各国が行使するという静的メカニズムとは対照的なものであり、動的な法形成メカニズムと称することができる。これは海洋の開放性という本質から来る特質であり、現在では主権説（領土説）がとられる領海においても例外ではない。この考え方の下では、その権限（管轄権）行使の態様も状況に応じて変化し得る。

加えて、海上における暴力行為はその行為主体及び客体以外の第三者に与える影響が、陸上における暴力行為に比し少ないために、たとえその暴力行為が烈度的に武力行使に該当するものであっても、それを主観的に法執行活動として行うことが許容される可能性が相対的に高いといえる。

二つ目に、暴力行為の性質決定に関する二つの概念が必ずしも連動しないという背景がそこには絡んでいると思われる。

憲章2条4項の意味における「武力行使」と武力紛争法のいうところの「武力紛争」の概念は完全には重ならない。逆に、軍艦対軍艦のように国家間での軍隊同士の接触という状況が生じれば、たとえ一方の行為が「法執行活動」における実力行使だと主張されても、武力紛争法が適用される国際的武力紛争であると認識されることがある。この場合、図式的には、合法的軍事目標である外国軍艦に対する高烈度の火力を用いた暴力行為をも「武力行使」ではなく「法執行活動」と称することができる。

このように、平時と戦時とに二分されなくなった現代国際法では、「武力行使であるかどうかの敷居」とその事態が「武力紛争であるかの敷居」にギャップがあり、それが必ずしも連動しない現象が生じ得るのである。このことも、海上での「法執行活動」における力の行使の具体化に幅が生じる一因ととらえることができよう。